

第5章 施策の展開

基本目標1 一人一人が活躍する地域づくり

基本目標2 みんながつながりあう地域づくり

基本目標3 社会的孤立を防ぎ必要な支援へつなぐ仕組みづくり

基本目標4 サービス内容の充実・向上のための仕組みづくり

基本目標5 災害や犯罪を防ぐ環境づくり

基本目標6 誰もが快適に暮らせる環境づくり



「いこいな」

©シンエイ／西東京市

基本目標1 一人一人が活躍する地域づくり



<これまでの成果>

(福祉教育・啓発)

- 福祉教育・啓発は、学校の道徳の授業や様々な地域活動の機会を利用しています。出前講座*終了後に福祉分野の自主サークルが発足した事例もあります。

(地域活動・ボランティア活動)

- 地域活動・ボランティア活動の参加促進に向けた講演会や研修等を行っており、ほっとネット推進員*、介護支援ボランティア等に多くの方が登録しています。

(専門的な人材の育成)

- 専門的な人材の育成に向けて、毎年度、大学生向け実習、市民向け研修、養成講座等を実施しています。地域福祉コーディネーター*は、事例検討会や東京都社会福祉協議会研修で得た学びを地域活動に活かしています。

<これからの課題>

(福祉教育・啓発)

- 地域のつながりの醸成に向けて、あらゆる世代に対する支え合う意識の啓発機会の充実、市民同士の交流機会の増加、地域活動の最初の一步となる「あいさつ」の奨励が必要です。
- 少子高齢化の進展により、福祉分野に限らず、様々な分野で地域における担い手不足が課題となっています。

(地域活動・ボランティア活動)

- 自治会・町内会の加入世帯数は増加していますが、コロナ禍による活動の減少や担い手の高齢化等の課題への対応が必要です。
- 地域活動・ボランティア活動に関心のある方が参加しやすいよう、「気軽さ」、「誰にでもできる」、「将来に役立つ」、「多忙でも参加しやすい」等を考慮した活動の工夫が必要です。

(専門的な人材の育成)

- 福祉分野における人材不足は特に深刻であるため、より多くの方が参加しやすくなるための工夫が必要です。

<推進施策>

(1) 福祉教育・啓発の充実

福祉についての理解と関心を深めるとともに、地域の課題に気づき、一人一人が主体的に考え、行動するきっかけづくりとなるよう、あらゆる世代の福祉教育・啓発を充実させます。

地域で取り組めること(例)	市が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ● 隣近所や地域の中で、「あいさつ」をし合える雰囲気をつくる。 ● 地域で助け合い、支え合う輪が地域に広がるように、声かけをしていく。 ● 地域の方の「困りごと」が、自分にも起こり得ることだと認識する。 ● 生物学的な性ではなく、社会的・文化的につくられている性(ジェンダー)や性的少数者(セクシャルマイノリティ)問題に関心を持ち、固定的性別役割分担意識の解消(ジェンダー平等)に取り組み、性の多様性への理解を深める。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 西東京市子ども条例*の趣旨に基づき、学校における人権教育を充実させます。 ● 西東京市生涯学習推進指針を踏まえ、誰もが学びたい時に学ぶことができる機会を充実させます。 ● 障害への共感的理解を推進するとともに、自分にも起こり得るものと理解されるよう努めます。 ● 子ども条例市民講座の開催、市民まつり等での市民向けの普及啓発、市内小・中学校の児童生徒を対象に子どもの権利擁護委員等を講師とした出張授業を行います。 ● 学校教育や学習講座等を通じて、固定的性別役割分担意識の解消、性的指向・性自認等の理解促進を図ります。

■主な事業

①学校における福祉教育の充実	学校教育における奉仕体験活動の推進	地域共生課 教育指導課
	人権教育の推進	教育指導課
②地域における福祉の学習機会の充実	生涯学習推進指針の推進	社会教育課
	福祉課題の理解を深めるための講座の実施	公民館
	出前講座*の実施	関係各課
③福祉の啓発機会・場の充実	地域福祉に係る普及啓発活動の実施	地域共生課
	高齢者福祉に係る普及啓発活動の実施	高齢者支援課
	障害福祉に係る普及啓発活動の実施	障害福祉課
	子どもの権利擁護のための啓発と広報の実施	子育て支援課

(2) 地域活動・ボランティア活動の参画促進

自分たちが暮らす身近な地域をより良くするための活動や多様な分野におけるボランティア活動等、市民一人一人が地域活動・ボランティア活動に参画しやすい環境づくりに努めます。

地域で取り組めること(例)	市が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ● ほっとネット推進員*やささえあい協力員等の地域活動へ参加する・参加を勧める。 ● 共通の困りごとや楽しいこと等、小さな集まりから始めて活動につなげる。 ● ボランティアセンターに相談したり、地域活動ボランティア経験者に聞いてみる。 ● 自治会・町内会がある地域は、活動の活性化を図り、ない地域では、自治会・町内会に限らず、様々な地域活動に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● ほっとネット推進員*の活動活性化に向けて、研修内容と研修方法を工夫します。 ● 住民懇談会からサロン*等の活動につながるよう、その機会の充実を図ります。 ● 介護支援ボランティアの対象活動の見直しを行い、活動促進を図ります。 ● 自治会・町内会等活性化補助金による財政的支援、団体・人材支援、加入促進、啓発事業のほか、地域団体との連携等を促進します。

■主な事業

①地域活動への参画促進	ほっとネット推進員*の発掘・育成	地域共生課
	ふれあいのまちづくり*事業への支援	地域共生課
	地域活動の促進のための支援	地域共生課
	生活支援コーディネーター*による、地域活動の場の把握	高齢者支援課
	やささえあい協力員・訪問協力員登録の促進	高齢者支援課
	障害のある方をサポートする仕組みの充実	障害福祉課
	自治会・町内会加入促進・啓発・支援	協働コミュニティ課
	市民協働推進センター*事業の実施	協働コミュニティ課
	地域活動推進の各種講座の実施	公民館
②ボランティア活動の参画促進	ボランティア・市民活動センター*への支援	地域共生課
	介護支援ボランティアの活動促進	高齢者支援課
	ファミリー・サポート・センター*事業の周知	幼児教育・保育課

(3) 専門的な人材の育成

市民の持つ意欲・経験・知識を発揮し、地域で活躍できるよう、専門的な人材を育成するとともに、ほっとするまちネットワークシステム*の中心を担う地域福祉コーディネーター*活動の一層の充実を図ります。

地域で取り組めること(例)	市が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ● 専門的な職能や技術を持つ方を招き、地域行事にて、指導者として活躍していただく。 ● 地域の人材育成等の学習の機会を利用してみる。 ● 子育て等で仕事を離れている人材に呼びかけを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者の生活援助を担う「くらしヘルパー*」を養成します。 ● 民生委員・児童委員*の研修参加を促進します。 ● 地域福祉コーディネーター*の資質向上のため、事例検討の実施と外部研修への参加を支援します。

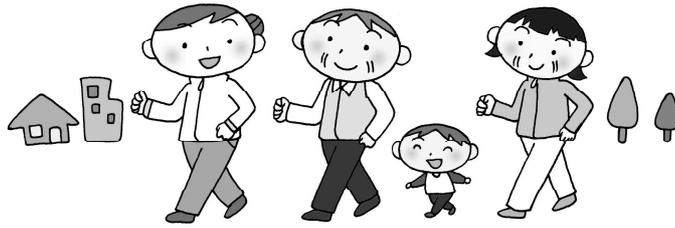
■主な事業

①福祉人材の育成	福祉実習生の受入	地域共生課
	くらしヘルパー*の養成	高齢者支援課
	各種研修への受講費用助成	高齢者支援課
	専門性の高い福祉人材の育成	障害福祉課
	音訳ボランティアの養成	図書館
②民生委員・児童委員*への支援	民生委員・児童委員*に対する研修の実施	地域共生課
③地域福祉コーディネーター*の充実	地域福祉コーディネーター*の育成	地域共生課



民生委員・児童委員*活動の様子

基本目標2 みんながつながりあう地域づくり



<これまでの成果>

(地域における活動の促進)

- 市民協働推進センター* (ゆめこらぼ) によるNPO市民フェスティバルは毎年度実施し、団体同士の交流を図っています。

(交流・活動の場づくり)

- 対象者を限定しない交流の場として、市民が運営する「街中いこいなサロン」は、公共施設、個人宅、薬局、レストラン、公園等の様々な場所に広がっています。また、地域の縁側プロジェクト等の地域づくりも進んでいます。

(地域における連携体制づくり)

- 地域の課題解決や地域の様々な主体によるネットワークづくりを推進した結果、ネットワークが既に構築された南部地域、西部地域に加えて、令和元年度に中部地域、令和4年度に北東部地域にて地域協力ネットワーク*が設立され、全4圏域に構築がされました。
- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据えた居住支援のための機能を整備する地域生活支援拠点等事業を令和3年度から開始しました。2つの基幹相談支援センター*、3つの地域活動支援センター、相談支援事業所にコーディネーターを配置し、連携強化を推進しています。
- 空き家情報登録制度「西東京市空き家バンク」を令和4年12月に創設し、空き家等を活用した新たな活動拠点の設置に取り組んでいます。
- 住宅確保要配慮者*の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、令和2年度に居住支援協議会を設立しました。

<これからの課題>

(地域における活動の促進)

- 人材不足が深刻な課題である福祉関係団体や福祉サービス事業者の人材確保（会員、職員）を支援する取組が必要です。

(交流・活動の場づくり)

- 自宅、学校や職場でもない、身近に居心地の良い、第3の場所（サードプレイス）が更に増えるよう、サロン*等の活動支援、既存施設等の利活用が必要です。

(地域における連携体制づくり)

- 地域、関係団体、事業者等が地域課題の解決に向け、連携しやすい取組が必要です。
- 高齢化に伴い、増加が予想される住宅確保要配慮者*の住居確保や居住継続のために、関係機関の連携を強化することが必要です。

<推進施策>

(1) 地域における活動の促進

地域福祉の一翼を担うボランティア団体・NPO*等の市民活動団体や社会福祉法人*等の活動が充実するよう支援します。

地域で取り組めること(例)	市が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ● 個人では、ボランティア団体やNPO*等の団体の活動に参加する。 ● 各種団体等は、チラシやSNS*等の多様な手段で活動をPRする。 ● 社会福祉法人*は、連絡会をとおした活動や各法人の取組を展開する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉活動助成事業の原資となる寄附・募金を受け付ける電子決済等の導入を検討します。 ● 団体同士の交流の場を充実させます。 ● 地域協議会*を通じ、社会福祉法人*による地域公益活動を促進します。 ● 社会福祉法人*間の連携による地域の相談窓口の開設・運営を支援します。

■主な事業

①ボランティア団体・NPO*等の活動支援	地域福祉に係る寄附や募金等の意義等の周知	地域共生課
	ボランティア・市民活動センター*への支援(再掲)	地域共生課
	市民協働推進センター*事業の実施(再掲)	協働コミュニティ課
②社会福祉法人*の公益活動の促進	地域協議会*を通じた地域ニーズの情報提供	地域共生課

(2) 交流・活動の場づくり

地域での交流を深める場や様々な活動団体の拠点となる活動の場づくりに向けて、既存の資源の有効活用や新たな資源の発掘に取り組みます。

地域で取り組めること(例)	市が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ● 老若男女が集う地域交流イベントを増やす、参加したくなる内容となるよう工夫をする。 ● 居場所づくり等の取組について、立ち上げ方等の事例を共有する。 ● 自宅開放等を含め、いつでも立ち寄れる居場所をつくる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民が主体となるサロン*等の活動の充実に向けて支援します。 ● 南部地域における特化型児童館の整備を検討します。 ● 市民同士の交流・地域活動の場として、公共施設や福祉施設の活用を図ります。 ● 空き家等を活用した新たな拠点づくりを検討します。

■主な事業

①交流の場・居場所の確保	サロン*活動の支援	地域共生課
	ふれあいのまちづくり*事業への支援(再掲)	地域共生課
	街中いきいーなサロン事業の支援	高齢者支援課
	認知症カフェやチームオレンジの推進	高齢者支援課
	地域交流の促進	障害福祉課
	子どもたちの居場所の確保	児童青少年課
	子ども食堂*の活動の支援	子ども家庭支援センター
	学校施設開放の実施	社会教育課
②既存施設の活用と利便性の向上	地域の子育て世帯に遊びや交流の場の提供	幼児教育・保育課 児童青少年課 子ども家庭支援センター
	文化施設の活用	文化振興課
	スポーツ相談窓口の活用	スポーツ振興課
	コミュニティセンターの運営	協働コミュニティ課
	市民の活動の場としての活用	公民館
	図書館資料の活用	図書館

③福祉施設の地域開放	福社会館の活用	高齢者支援課
	障害者総合支援センターの活用	障害福祉課
	住吉会館ルピナスの学習スペース、交流スペースの地域開放	子ども家庭支援センター
④空き家等を活用した活動拠点の 検討・発掘	ふれあいのまちづくり*事業への支援(再掲)	地域共生課
	空き家等対策・利活用の推進	住宅課

(3) 地域における連携体制づくり

地域福祉を市全体で推進するため、ボランティア団体、NPO*や事業者等の組織の連携や関係機関、各種ネットワーク等の地域における連携体制を強化します。

地域で取り組めること(例)	市が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ● 団体や事業者同士の情報交換ができる場を設ける。 ● 地域で活動する方々の交流会を実施する。 ● 様々な場や集まりに顔を出し、様々な地域組織、団体、機関とつながりを持つ。 	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティア団体、NPO*や事業者等、組織同士の情報共有・連携を促進します。 ● 自治会・町内会、教育機関、商店街、企業等、多様な分野、多様な主体との連携を強化します。 ● 住宅確保要配慮者*の支援に向けて、関係者・団体との連携を強化します。 ● 圏域の再編、地域福祉コーディネーター*体制の強化を検討します。

■主な事業

①地域で活動する組織同士の情報共有・連携促進	地域協議会*を通じた情報共有・連携の推進	地域共生課
	在宅療養連携支援センターにしのわを通じた連携の促進	高齢者支援課
	当事者団体等の交流機会の促進	障害福祉課
	市民協働推進センター*(ゆめこらぼ)の運営を通じた連携促進	協働コミュニティ課
	事業者等連絡会の実施	関係各課
②多様な分野の連携強化	ほっとするまちネットワークシステム*を通じた連携強化	地域共生課
	つながりづくりのための仕組みの検討	地域共生課
	総合計画の「中学校区」の展開に合わせた検討	地域共生課
	地域包括ケアシステム推進協議会による検討	高齢者支援課
	生活支援体制整備事業の推進	高齢者支援課
	地域生活支援拠点等整備事業、ペアレントメンター事業の推進	障害福祉課
	要保護児童対策地域協議会での連携強化	子ども家庭支援センター
	地域協働ネットワーク*への支援	協働コミュニティ課
	居住に係る相談等窓口連携	住宅課
③ほっとするまちネットワークシステム*の推進	地域福祉コーディネーター*事業の推進	地域共生課

基本目標3 社会的孤立を防ぎ必要な支援へつなぐ仕組みづくり



<これまでの成果>

(支援に結び付ける仕組みづくり)

- 令和2年度に、困ったときに誰もが気軽に相談できる福祉丸ごと相談窓口を開設、さらに、地域福祉コーディネーター*を8名に増員し、地域で孤立している方や支援に結びついていない方を把握し、支える体制の強化を図っています。
- 令和3年度から、地域で孤立しがちな世帯を支援するため、地域生活支援拠点事業への登録を行っています。
- 市内9か所の保育園で実施している一時保育事業について、令和5年度から、保護者のレスパイト支援(家族や介護者の休息を目的とした支援)として、新たに市内5か所の保育園で、生後3か月以上・満1歳未満の児童を対象に0歳一時保育を実施しています。

(多様な生活課題への対応)

- 子ども家庭支援センターのどか*、障害者虐待防止センター、男女平等推進センターパリティ*において、虐待・暴力等の相談を受け付け、支援につなぐ体制を構築しています。また、配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議を実施し、関係機関の連携を図っています。
- ゲートキーパー*研修、からだと心の健康相談を実施しています。また、令和3年度から、若年こころの健康相談(LINE相談)を開始しています。
- 令和元年度から、子育て中の外国人女性のための日本語講座、多文化カフェを実施しています。
- 社会とのつながりが少ない方を対象にした居場所の運営と訪問・面談(LINEを含む)等を実施しています。
- 令和4年度から、家計改善支援事業(生活困窮者*に対する家計管理等の相談支援)を開始しました。

(権利を擁護する仕組みづくり)

- 権利擁護センターあんしん西東京*において、市民向け講座、日常生活自立支援事業*及び成年後見制度利用支援事業を実施しています。
- 西東京市子ども条例*により、子どもの権利の侵害について、速やかに救済することを目的として、市長の附属機関として子どもの権利擁護委員を設置しています。

<これからの課題>

(支援に結び付ける仕組みづくり)

- 不透明な社会・経済情勢を背景に、社会から孤立する方や世帯、複雑・複合的な課題を抱えている方や世帯の増加が予想されます。そうした方々や世帯を早期に発見し、支援につなぐ取組の一層の充実が必要です。
- 市民に最も身近な民生委員・児童委員*の活動をサポートする取組の充実が必要です。

(多様な生活課題への対応)

- 困りごとが気軽に話せる場所や機会を増やすこと、年齢に応じた住居・就労・教育等の専門機関等との連携をより強化することが必要です。
- 地域住民同士のつながりの希薄化やコロナ禍の影響等により、社会的孤立*や制度の狭間*の問題等が顕在化しています。そのため、困難な状況に直面する方や世帯と周囲の方々との関わりが途絶えない環境づくりが必要です。

(権利を擁護する仕組みづくり)

- 高齢化に伴い、権利擁護*の対象者増加が予想される中、成年後見制度*等の市民への一層の周知、ヘルパーやケアマネジャーを含めた専門職の理解促進とより使いやすくするための工夫が必要です。

<推進施策>

(1) 支援に結び付ける仕組みづくり

地域の資源を総動員して支援が必要な方を把握し、支援に結び付けていくとともに、公的なサービスだけでなく、地域の方々や地域活動（ボランティア活動等）と結び付けるなど、総合的な調整を図ります。

地域で取り組めること(例)	市が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ● 元気なうちからつながりをつくっておく。 ● 困っている方に気付いたら、ちょっとしたことでも声かけを行う。 ● 孤立している方には、地域の居場所やサロン*の情報を伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> ● ほっとするまちネットワークシステム*を始めとする各種ネットワーク、民生委員・児童委員*、医療機関、福祉施設等の活動を充実させます。 ● 地域から孤立している方の情報を関係機関で共有し、適切な支援につなぐ体制を強化します。 ● 要支援家庭の児童を継続して定期的に預かる一時保育の実施を検討します。 ● 生活サポート相談窓口*によるアウトリーチ*支援の充実及び相談員の人材育成を推進します。 ● 制度の狭間*にある方を誰一人取り残さないよう、相談支援の機能強化と関係機関同士の連携を一層強化します。

■主な事業

①地域で孤立している方や支援に結び付いていない方の把握や、見守りへの支援	地域福祉コーディネーター*とほっとネット推進員*との連携	地域共生課
	民生委員・児童委員*による地域の見守り	地域共生課
	包括的な相談支援体制の充実	地域共生課
	ささえあいネットワーク*事業の実施	高齢者支援課
	高齢者生活状況調査の実施	高齢者支援課
	相談支援事業の実施	障害福祉課
	一時保育事業等の実施	幼児教育・保育課

②専門機関へつなぎ、総合的な調整をする体制の充実	地域福祉コーディネーター*による相談支援の実施	地域共生課
	生活サポート相談窓口*による相談体制の充実	地域共生課
	包括的な相談支援体制の充実(再掲)	地域共生課
	地域包括支援センター*による相談支援体制の充実	高齢者支援課
	相談機関相互連携の推進	障害福祉課
	子ども相談室の運営の充実	子育て支援課
	子ども家庭支援センターのどか*での相談支援の充実	子ども家庭支援センター



物価高騰やコロナ禍によって困窮する若者への食料支援

(2) 多様な生活課題への対応

孤独・孤立を生まない地域を目指し、ひきこもり*やヤングケアラー*への支援、虐待やドメスティック・バイオレンス(DV)*等の暴力の防止、自殺や生活困窮者*等への対策、犯罪や非行からの立ち直り支援や外国人の社会参加等、地域における多様な生活課題の解決に向けて取り組めます。

地域で取り組めること(例)	市が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ● 外国人の方に料理や言葉の教室を主催していただくなど、交流の機会を持つ。 ● 地域の中で、子ども食堂*を実施する。 ● 隣近所等で虐待やドメスティック・バイオレンス(DV)*等が疑われる家庭があった場合は通報する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 被害に遭いやすい高齢者・障害者・子ども・女性等に対する虐待やドメスティック・バイオレンス(DV)*等の暴力を防止する対策、自殺防止(生きる支援)対策を充実し、命に関わるケースに対する支援を充実させます。 ● 多文化共生の視点から、外国人の社会参加に取り組めます。 ● 就労支援員の増員等、就労支援体制の再構築を検討します。 ● 居住に困難を抱える生活困窮者*に対し、生活困窮者一時生活支援事業(地域居住支援事業)による居住支援の実施を検討します。 ● 生活困窮からの早期脱却を目指した支援、犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取組を充実させます。 ● ひきこもり*の実態や支援ニーズを把握した上で、相談支援・居場所づくり・ネットワークづくりを一体的に実施する「ひきこもり地域支援センター事業」の創設を視野に入れ、ひきこもり*の支援を推進します。 ● 不登校ひきこもり相談室「ニコモルーム(18歳まで対象)」と体験フリースペース「ニコモテラス(小・中学生対象)」により、不登校・ひきこもり*状態の子どもと保護者への支援を行います。 ● ヤングケアラー*対策は、周囲の方が問題意識を持ち、相談や発見につながるよう、一層の周知と関係機関との連携に努めます。

■主な事業

①虐待や暴力防止対策の充実	地域包括支援センター*による相談対応	高齢者支援課
	虐待防止センターの機能充実	障害福祉課
	子ども家庭支援センターのどか*での相談支援の充実(再掲)	子ども家庭支援センター
	ドメスティック・バイオレンス(DV)*に係る啓発	協働コミュニティ課
	男女平等推進センターパリティ*の相談支援	協働コミュニティ課
②自殺対策の充実	ゲートキーパー*研修の実施	健康課
	自殺防止(生きる支援)対策の啓発	健康課
	からだと心の健康相談	健康課
③外国人の社会参加の促進	外国人に必要な多言語での情報提供	文化振興課
	外国人相談の実施	文化振興課
	多文化共生推進事業の実施	文化振興課
	外国人のための日本語講座の実施	公民館
	多文化共生講座の実施	公民館
④生活困窮者*への支援	生活困窮者自立支援事業の推進	地域共生課
	生活サポート相談窓口*による相談体制の充実(再掲)	地域共生課
⑤犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える支援	更生保護*活動への支援	地域共生課
	社会を明るくする運動*への参加	地域共生課
	協力雇用主制度の周知	地域共生課
	より高度な専門的知識が必要な障害への対応	障害福祉課
	居住に係る相談の実施	住宅課
	再犯防止に向けた庁内連携	関係各課
⑥ひきこもり*支援の充実	ひきこもり地域支援センター事業の創設検討	地域共生課
	ひきこもり*の実態、ニーズの把握	関係各課
	当事者・家族への相談支援体制の充実	関係各課
⑦ヤングケアラー*の実態把握、対策の充実	ヤングケアラー*の実態把握と理解促進	関係各課

(3) 権利を擁護する仕組みづくり

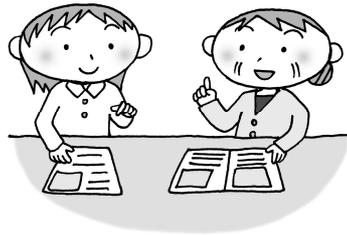
自分の権利が尊重されるための適切なサービス提供・利用が進むよう、日常生活自立支援事業*（地域福祉権利擁護事業）や成年後見制度*等、権利を擁護する仕組みの普及啓発と利用促進のための取組を推進します。

地域で取り組めること(例)	市が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ● 権利擁護センターあんしん西東京*等の相談窓口の情報を地域で共有する。 ● 日常生活自立支援事業*等の権利を守る制度を学ぶ。 ● 記憶や判断能力の心配な方がいたら、相談先へつなげる。 ● 書類の受付や銀行等の払い出しに困っている方がいたら、福祉サービス等につなげる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 権利擁護センターあんしん西東京*の中核機関化（地域の権利擁護*支援・成年後見制度利用促進機能を持つ）を検討します。 ● 権利擁護*の選択肢を広げるため、成年後見人、法人後見、市民後見人の増加を図ります。 ● 制度を利用しやすくするため、後見人等の報酬助成対象者の拡大を検討します。

■主な事業

①判断能力が不十分な方への支援	権利擁護センターあんしん西東京*での相談支援	地域共生課
②成年後見制度*の普及と活用	成年後見制度*の利用の促進	地域共生課

基本目標4 サービス内容の充実・向上のための仕組みづくり



<これまでの成果>

(情報発信)

- 平成30年度から、パネル展示、活動紹介、トークセッション等で構成する「まちづくりフェス」を毎年度実施しています(令和2年度はコロナ禍で中止)。
- 市ホームページは、文字サイズや色合いの変更、音声読み上げシステムの導入等、アクセシビリティ(情報利用のしやすさ)に配慮しています。
- 手話通訳者や要約筆記者の派遣、「音訳の会」の協力を得て、市報を音訳録音し、デージー版(視覚障害者が聞く録音図書)やCD版にて情報提供をしています。

(相談支援)

- 市内5か所の地域子育て支援センター*において、地域の子育て世帯を対象にした子育て相談を対面・電話にて実施しています。
- ひとり親の自立のため、母子・父子自立支援員による相談を実施しています。
- 教育相談センターの臨床心理士等による相談支援のほか、学校内では解決しづらい問題に対し、スクールソーシャルワーカーを中心とし、関係機関と連携した対応を取っています。
- 子どもが健やかに育つ環境を整えるため、友人関係やいじめ等の子どもの困りごとや不安、悩み等について相談を受け付ける、子どもLINE相談事業を実施しています。
- 子ども相談室では、子どもの権利擁護委員や相談・調査専門員が子どもの権利擁護に必要な支援を行っています。
- 子ども家庭支援センターのどか*では、児童虐待要保護・要支援児童及び家庭に係る相談を受け、専門機関と連携し、支援につなげています。
- 相談支援事業所、地域活動支援センター、市及び基幹相談支援センターえぽっくでの3層構造の相談体制により、ケースに応じ、連携して支援を行っています。
- 住宅確保要配慮者*の入居及び居住継続に係る相談支援を実施しています。また、令和5年度から、住宅確保要配慮者*のみが入居できるセーフティネット専用住宅への家賃低廉化補助制度を開始しました。

- 令和4年度に、年齢、障害の有無に関わらず、市民のスポーツ・運動、健康づくりのきっかけをお手伝いする「スポーツ相談窓口」を南町スポーツ・文化交流センターきらっとに設置しました。
- (サービスの質の向上)
- 福祉サービス第三者評価*受審費用の補助を行っています。

<これからの課題>

(情報発信)

- 必要な情報がすぐに届くよう、情報の多言語化やライフステージ(就職、育児、介護等、年齢に応じた生活段階)に沿った情報を自動的に届ける仕組み等が必要です。
- 西東京市版地域共生社会を推進するための様々な取組の認知度を高めるため、SNS*等を通じ、広く発信することが必要です。
- 講座やイベントのオンライン実施や録画配信等、デジタル技術を活用した情報発信が必要です。
- デジタル・デバイド(インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる方と利用できない方との間に生じる格差)を解消する取組が必要です。

(相談支援)

- ひきこもり*、ヤングケアラー*、8050問題*等の背景にある孤独・孤立の問題を始め、複雑化・複合化するニーズへの対応が求められる中、重層的支援体制整備事業の効果を更に高めるためには、利用のしやすい相談事業に向けて、市民の声を活かした工夫が必要です。
- 病気や障害に対する理解を広げるため、民生委員・児童委員*等の地域で活動をしている方へ、障害者週間イベント等の情報提供を行うことにより、必要な市民に対し、効果的に周知を図ることが必要です。
- 関係機関同士の情報共有や地域の見守りを効果的に行うため、個人情報を適切に取り扱うためのルールづくりが必要です。
- スポーツ相談窓口を充実させるために、関係機関と連携し、窓口活用の周知と、必要な情報を収集し、情報提供していくことが必要です。

(サービスの質の向上)

- サービス種別によって、福祉サービス第三者評価*の受審件数に差があります。

<推進施策>

(1) 情報提供の充実

地域における様々な活動等を活かし、市民に伝わりやすい情報発信の工夫を行います。

地域で取り組めること(例)	市が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ● 犬の散歩やサロン*等、地域の方々が集まる場で情報を集める。 ● 知っている情報や入手した情報を困っている方に伝える。 ● SNS*等、インターネットを利用し、地域情報を発信する。 ● 地域のサロン*やボランティア同士の情報交換会を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 多様な媒体を用い、市民への情報発信方法を工夫します。 ● 地域福祉コーディネーター*が地域に出向き、ほっとネット推進員*等と協力して情報を伝える取組を充実させます。 ● 情報取得が困難な方が必要な情報を入手しやすくなるよう、市報等の広報物、通知やパンフレット等について、音声デジター版の作製等を行います。

■主な事業

①市民に伝わる情報提供体制の充実	身近な地域における情報共有の促進	地域共生課
	制度・サービスに係る周知・説明のパンフレット等の作成・改訂	関係各課
	既存の情報提供手段の改善	関係各課
②情報取得が困難な方への配慮	ホームページの管理・運営	秘書広報課
	エフエム放送での情報提供	秘書広報課
	市報等での情報提供(図書館でのサービス含む)	秘書広報課 図書館
	手話通訳者の設置、要約筆記者の派遣等	障害福祉課
	外国人に必要な多言語での情報提供(再掲)	文化振興課
	やさしい日本語の活用	関係各課

(2) 相談支援体制の充実

日常生活の中で困りごとが生じたときの様々な相談体制（身近な地域から専門機関等まで）を充実させ、多様な媒体・手段と適切な支援につなぐ相談体制の充実を図ります。

地域で取り組めること(例)	市が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ● 民生委員・児童委員*や近所付き合いの中で相談しやすい方等に相談する。 ● サロン*や食事会等の集まる機会をつくり、相談相手になる。 ● 気軽に何でも相談できる、出入りしやすい場所をつくる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 身近な地域での相談体制を充実させます。 ● 本人や介護・介助を行う家族等、対象者ごとのきめ細かい相談体制を維持するとともに、各窓口から適切な支援へつなぐための連携体制を強化します。 ● 災害等の情報発信方法として、登録者が1万人を超える子育て応援アプリ「いこいこ」の運用を検討します。

■主な事業

① 身近な地域での相談体制の整備・充実	ほっとするまちネットワークシステム*による相談体制の充実	地域共生課
	民生委員・児童委員*による相談の実施	地域共生課
	地域包括支援センター*による相談支援の実施	高齢者支援課
	地域生活推進のための相談体制の充実	障害福祉課
	地域子育て支援センター*における相談の実施	幼児教育・保育課
② 対象者ごとのきめ細かい相談や適切な支援につなぐ相談体制の充実	生活サポート相談窓口*での相談体制の充実(再掲)	地域共生課
	重層的支援体制整備事業の充実	地域共生課
	ほっとするまちネットワークシステム*による相談体制の充実(再掲)	地域共生課
	地域包括支援センター*による相談支援の実施(再掲)	高齢者支援課
	相談支援事業の実施(再掲)	障害福祉課
	児童発達支援センターひいらぎにおける発達に係る相談の実施	健康課
	ひとり親家庭の自立に向けた支援	子育て支援課

(続き) ②対象者ごとのきめ細かい相談や適切な支援につなぐ相談体制の充実	子ども家庭支援センターのどか*での子どもや子育て世帯に係る総合相談の実施	子ども家庭支援センター
	外国人相談の実施(再掲)	文化振興課
	女性相談の実施	協働コミュニティ課
	居住に係る相談の実施(再掲)	住宅課
	教育相談の実施	教育支援課
③多様な媒体・手段による相談の充実	母子健康手帳や母子カードの情報を活用した情報連絡体制の充実	健康課
	地域子育て支援センター*による子育て支援情報の周知	幼児教育・保育課
	関係機関のネットワーク強化を目指したシステム導入の推進	子ども家庭支援センター
	電話、電子メール等による多様な手段による相談の実施	関係各課

(3) サービスの質の向上

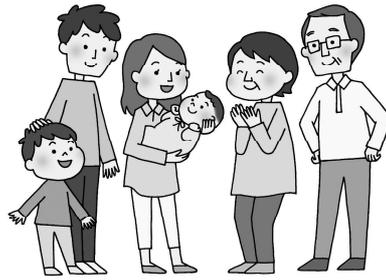
福祉サービス第三者評価*の受審促進や福祉サービスに対する苦情の解決により、サービスの質の向上を図るとともに、多様な福祉サービス提供事業者の育成に取り組みます。

地域で取り組めること(例)	市が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ● 市や事業所の相談窓口を有効に活用する。 ● 自らに適したサービスを選べるように情報を集める。 ● 事業者・行政のサービスについて、出前講座*を利用し、学ぶ。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉サービス第三者評価*受審数の拡大を図ります。 ● 福祉サービス提供事業者に対する研修会や事業者同士の交流会を実施します。 ● 民間事業者やNPO*法人等、多様な福祉サービス提供事業者の育成を図ります。

■主な事業

①事業者の質の確保と向上	福祉サービス第三者評価*制度の普及啓発・受審勧奨	地域共生課
	介護保険連絡協議会分科会での情報提供	高齢者支援課
	障害関係事業所連絡会での情報提供	障害福祉課
	基幹型ブロック会議の実施等	幼児教育・保育課
	研修の実施	幼児教育・保育課
②苦情解決システムの充実	権利擁護センターあんしん西東京*での福祉サービスに係る苦情受付	地域共生課
	保健福祉サービス苦情調整委員会による調整	地域共生課
③多様な福祉サービス提供事業者の育成	介護保険連絡協議会分科会での情報提供(再掲)	高齢者支援課
	障害関係事業所連絡会での情報提供(再掲)	障害福祉課
	公立保育園の民設民営化の推進	幼児教育・保育課
④高齢分野と障害分野との情報共有	介護事業と障害福祉サービス事業の連携の推進(共生型サービス*の整備・普及)	高齢者支援課 障害福祉課

基本目標5 災害や犯罪を防ぐ環境づくり



<これまでの成果>

(防災)

- 防災市民組織が多くの地区で活動するようになりました。
- 毎年度、自治会・町内会、学校やNPO法人多文化共生センター等と協力して総合防災訓練を実施しています(令和3年度はコロナ禍で中止)。
- 避難行動要支援者管理システムの運用と避難行動要支援者個別避難計画の作成を推進しています。また、警察署、消防署等避難支援等関係者と避難行動要支援者名簿及び災害時要援護者登録名簿を共有しています。
- 発災時に備え、福祉避難所の指定、福祉施設との協定締結を推進しています。

(防犯)

- 令和元年度までに、小学校全18校において、小学生の登下校時パトロール等に使用する用品等(たすき、ベスト、横断旗等)を助成する「地域ぐるみの学校安全体制づくり」事業を実施しました。
- 安全・安心いーなメール*や教育委員会等からの防犯情報や不審者情報の発信を実施しています。
- 令和3年度に、田無警察署と特殊詐欺撲滅宣言を行い、自動通話録音機の給付事業、西東京市PR親善大使を活用した注意喚起動画の作成や高齢者クラブへの出前講座*等、被害防止のための啓発活動に継続して取り組んでいます。
- 防犯活動団体による防犯活動を支援しているほか、春・秋に地域合同パトロールを実施し、市内の防犯気運の醸成に努めています。
- 関係機関と連携し、消費生活に係る啓発に取り組んでいます。

<これからの課題>

(防災)

- 防災訓練の機会を活用し、ふだんは付き合いのない世帯を訪問したり、市民同士が交流する機会とするなど、市民が関心の高い防災活動を日常的なつながりづくりに活かす取組が必要です。
- 発災時に備え、災害時個別支援計画、個別避難計画の普及啓発を図ることが必要です。

(防犯)

- 地域の見守りの目を増やすため、防犯活動団体、地域ボランティアや市内で活動する事業者との連携を一層強化することが必要です。
- 関係機関と連携し、消費者被害を未然に防ぐ取組等を一層充実させることが必要です。

<推進施策>

(1) 防災対策の充実

身近な地域における防災訓練等の取組を推進するとともに、高齢者や障害者等、災害時に支援が必要な方の安全確保策推進等の防災対策を充実させます。

地域で取り組めること(例)	市が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ● 避難ルートを確認したり、災害時対応ルールをつくる。 ● 一人でも多くの方が参加できるよう、防災訓練やイベントを企画する。 ● 地域で防災について話し合う。 ● 防災市民組織をつくり、災害時に助け合える環境をつくる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災訓練や学校避難所運営協議会*等の取組を地域と連携して行い、災害時にも助け合えるようなコミュニティづくりを平常時から推進します。 ● 避難行動要支援者個別避難計画の作成に向け、一層の普及啓発を図ります。 ● 福祉施設との協定推進や、福祉施設等における防災対策を充実させます。

■主な事業

①地域防災力の強化	防災市民組織活動への支援	危機管理課
	総合防災訓練の実施	危機管理課
	防災講話等の啓発事業の実施	危機管理課
	学校避難所運営協議会*への支援	危機管理課 教育企画課
	防災・減災に係る講座の実施	危機管理課 公民館
	総合防災訓練(外国人住民避難訓練)の実施	文化振興課
②災害時に支援が必要な方の把握と安全確保策の推進	福祉避難所の指定	危機管理課
	災害時要援護者*の登録	危機管理課 高齢者支援課 障害福祉課
③福祉施設等における防災対策	福祉施設との協定推進	危機管理課

(2) 防犯対策の充実

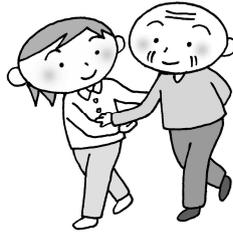
学校や地域と連携した防犯体制を強化するとともに、安全・安心いーなメール*や啓発冊子等を活用し、防犯対策や消費者相談を充実させます。

地域で取り組めること(例)	市が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ● 安全・安心いーなメール*に登録し、不審者情報等を家族や友人と共有し、買物や犬の散歩の際に「ながら見守り」の意識を持って、街に見守りの眼差しを向ける。 ● 防犯活動団体として登録し、補助金を活用して防犯活動を行う。 ● 特殊詐欺被害防止のため、隣近所と声をかけ合い、家族とも定期的に連絡を取る。 ● 高齢者等が悪質商法に騙されないよう、地域での見守りを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ● スクールガード・リーダー*や防犯活動団体等、学校や地域と連携した見守り・防犯体制を強化します。 ● 安全・安心いーなメール*、各種イベントや防犯講話等の機会を通じ、防犯啓発情報を発信します。 ● 特殊詐欺被害防止のため、自動通話録音機の給付事業を推進するほか、田無警察署と連携し、被害啓発活動を強化します。 ● 悪質商法や消費トラブルに遭わないよう、消費生活相談窓口における相談体制を充実させます。

■ 主な事業

① 学校や地域による防犯体制の強化	青色防犯パトロールの実施	危機管理課
	地域安全マップづくり支援	危機管理課
	保護者・地域等による子どもたちの見守り活動の支援	危機管理課 教育企画課
	子ども110番ピーポくんの家*の活動への協力・支援	児童青少年課
	安全教育の充実	教育指導課
② 防犯対策の充実	警察、防犯協会及び防犯活動団体との連携事業	危機管理課
	安全・安心いーなメール*の配信	危機管理課
	防犯啓発冊子の配付	危機管理課
	危機管理課、教育委員会等からの不審者情報の発信	危機管理課 幼児教育・保育課 児童青少年課 教育指導課
③ 消費者相談の充実	消費生活相談事業の充実	協働コミュニティ課

基本目標6 誰もが快適に暮らせる環境づくり



<これまでの成果>

(人にやさしいまちづくり)

- 学校において多様な考え方や生き方に対する理解を図る授業を行っています。
- 公民館で「共生」や「インクルーシブ*」をテーマにした講座を実施しています。
- 障害への理解を啓発するため、毎年度、障害者週間にイベントを実施しています。
- 道路改良時のバリアフリー*化、人にやさしいまちづくり条例に基づく公園等の設置や小規模店舗等のバリアフリー*化を推進しています。

(移動支援)

- 重要な生活基盤として、コミュニティバスを運行しています。
- 市南部の公共交通空白地域の一部において、タクシーを活用した新しい移動手段の実証実験を実施しました。

(就労支援)

- シルバー人材センター*や障害者就労支援センターにおいて、高齢者や障害者の就労支援を行っています。
- 生活困窮者自立支援事業に係る関係機関との会議体を設置し、協議を行っています。

<これからの課題>

(人にやさしいまちづくり)

- マイノリティ(少数者)の人権尊重に取り組む講座の実施が必要です。
- 道路の計画的な整備、子どもたちの期待する自然環境の保全、公園の整備やユニバーサルデザイン*に配慮した住みやすいまちづくりを一層推進することが必要です。

(移動支援)

- 市民生活の利便性向上に向けたコミュニティバスの持続的な運行に加え、外出が困難な方の移動支援について、生活支援の一環として取り組むことが必要です。

(就労支援)

- 生活困窮者*の早期発見や生活困窮者*の支援を行う体制の強化が必要です。
- 保護観察の対象となった人を雇用する協力雇用主、障害者を雇用する企業等を市内に増やす取組が必要です。

<推進施策>

(1) 人にやさしいまちづくりの推進

心のバリアフリー*を推進するとともに、情報や施設等を誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン*の普及・啓発を行うなど、人にやさしいまちづくりを推進します。

地域で取り組めること(例)	市が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ● 勉強会等を通じ、理解を深める。 ● 地域に住む外国人の方々との交流会を催し、意見を交換する。 ● 障害を持つ方やその家族等からの話を聞き、心のバリアフリー*づくりに取り組む。 ● 災害訓練には、多様な方々(高齢者、障害者、幼児連れ、外国人等)の参加を促し、人にやさしいとは何かを認識していただく。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 様々な心身の特性や考え方を持つ方々が相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り、支え合えるよう、学校や地域の講座等を活用し、心のバリアフリー*を推進します。 ● 人にやさしいまちづくり条例に基づく人にやさしいまちづくり推進計画において、公共建築物のバリアフリー*化等の推進や民有地における緑化の推進等の取組を推進します。

■主な事業

①心のバリアフリー*の推進	障害者週間等での啓発活動	障害福祉課
	ICTを活用した多言語対応	文化振興課
	多様な考え方に対する教育の推進	教育指導課
	「共生」や「インクルーシブ*」をテーマとした講座の実施	公民館
②ユニバーサルデザイン*のまちづくり	誰もが使いやすい公園の整備	みどり公園課
	新設道路におけるユニバーサルデザイン*への配慮	道路課
	誰もが使いやすい公共施設の整備	関係各課

(2) 移動手段の確保

日常生活に支障が出ないように、安全な歩道の整備・保全、公共交通の空白地域の解消や移動制約者の外出支援等、移動手段の確保に取り組みます。

地域で取り組めること(例)	市が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ● 移動サービスの情報を地域の中で共有する。 ● 住民ボランティアにて、運転や移動販売、買物ツアー等を行う。 ● 施設と協力し、移動ボランティアを運営する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 誰もが安全に移動できる歩行空間の確保に努めます。 ● 市民ニーズや利用実態を踏まえた「はなバス*」の効率的な運行に努めます。 ● 既存の鉄道、路線バスでは対応できない公共交通空白地域の移動手段については、ユニバーサルデザイン*の視点を踏まえて検討します。 ● 移動が困難な方への外出支援の充実に向けた検討を行います。

■主な事業

①快適な道路空間の創出	計画的な都市計画道路の整備推進	都市計画課
	放置自転車対策	交通課
	新設道路における歩車道分離	道路課
	不法看板の一斉撤去	道路課
②公共交通空白地域への対応	コミュニティバス運行事業	交通課
	需要と状況に応じた移動手段導入の検討	交通課
③移動制約者の外出支援	高齢者の移動支援の検討	高齢者支援課
	障害者の移動支援の充実	障害福祉課

(3) 就労に困難を抱える方の就労支援

各種機関等との連携や各種制度により、就労に困難を抱える方が就労しやすくなる環境の整備を図ります。

地域で取り組めること(例)	市が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> ● シルバー人材センター*を活用する。 ● 障害者就労施設等で作った製品を積極的に購入する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者、障害者、ひとり親家庭等の就労に困難を抱える方について、ハローワークを始め、各種機関や制度の活用等により、就労支援を充実させます。

■主な事業

①高齢者の就労支援	シルバー人材センター*への支援	地域共生課
②障害者の就労支援	障害者雇用の促進	職員課
	障害者就労支援事業の実施	障害福祉課
③ひとり親家庭の就労支援	ひとり親に対する就業相談の実施	子育て支援課
	自立支援教育訓練給付金の支給	子育て支援課
	高等職業訓練促進給付金の支給	子育て支援課
④関係機関との連携	生活サポート相談窓口*と関係機関との連携	地域共生課
	協力雇用主制度の周知(再掲)	地域共生課
	ハローワーク及び東京しごとセンターと連携した就労情報の提供	産業振興課